

宇城市公設放課後児童クラブ（小川小学校）運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 公募型プロポーザル実施の目的

放課後児童クラブの運営業務について、豊富な経験と高い専門知識を有する民間事業者に業務委託することで、安全で安心な運営業務を実施するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託名

小川小学校放課後児童クラブ運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「小川小学校放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり。

なお、仕様書で規定した委託する業務内容は、本業務に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 業務場所

小学校名	クラブ名	場所
小川小学校	小川小学校学童保育所	宇城市小川町西北小川1番地

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

委託期間のうち契約締結日の翌日から令和8年3月31日までを業務実施準備期間とし、令和8年4月1日から令和11年3月31日までを運営期間とする。

なお、業務実施準備期間内において、現委託事業者との業務引継ぎを実施すること。

(5) 見積上限額

本業務における見積の上限額は以下のとおりとする。

上限額 35,875,000円（3年間）

【内訳】 (単位：円)

年度	金額
令和8年度	11,269,000円
令和9年度	11,945,000円
令和10年度	12,661,000円

合計	35,875,000 円
----	--------------

※金額は、基本額に加え開所日数加算、長時間開所加算、障害児受入推進事業費を含む。なお、各年度のクラブ毎の金額は、令和7年度の子ども・子育て支援交付金交付要綱で定められた基本額等を基に、令和8年度は上昇見込率として6%を乗じたものであり、令和9年度以降は前年度金額に対する上昇見込率6%を乗じ計算したものである。

ただし、契約時における各年度の委託料は当該年度の「放課後児童健全育成事業等補助金交付要領（県）」及び「子ども・子育て支援交付金交付要綱（国）」に従い算出した補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額とする。

利用料収入については受託者が運営規程を定めたうえ、別途受託者が保護者から徴収し、運営業務にあてることができるものとする。

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(7) その他

ア 本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業で、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

イ 放課後児童支援員や補助員等の職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）について、各年度の補助金交付要綱に基づき、別途交付する予定である。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年告示第20号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (5) 法人格を有する団体であり、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

- (6) 県内に事務所等を有し、緊急時又は平時を問わず、迅速に対応ができること。
- (7) 宇城市暴力団排除条例（平成23年宇城市条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 令和2年度以降の完了している業務実績のうち、次のいずれかの施設に係る管理運営実績を有していること。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第六条の二に定める事業を行う施設
 - イ 児童福祉法第六条の三に定める事業を行う施設
 - ウ 児童福祉法第七条に定める事業を行う施設
 - エ 放課後児童健全育成事業所
 - オ 認可保育所
 - カ 認定こども園
 - キ 幼稚園
 - ク 放課後等デイサービス
 - ケ 児童館
 - コ 上記いずれかの施設に類する施設であり、市長が適当と認めるもの

4 事業選定の流れ

(1) 評価委員会の設置

最優秀提案事業者の選定に当たり、放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(2) 一次審査及び二次審査の実施

提案書の提出事業者が4者を超えた場合は、提案書の内容に基づき一次審査（書類審査）を行い、上位4者について二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(3) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、宇市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行わない。

なお、このスケジュールは、参加事業者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	プロポーザルの公表	令和7年7月4日（金）
2	提示資料に関する質疑の受付	令和7年7月7日（月）から 令和7年7月23日（水）まで
3	参加申出書等の受付	令和7年7月15日（火）から 令和7年7月31日（木）まで
4	質疑の回答	令和7年7月28日（月）まで
5	参加資格審査	令和7年8月8日（金）まで
6	提案書提出要請通知書の発送	令和7年8月8日（金）まで
7	提案書等の提出期限	令和7年8月22日（金）まで
8	評価委員会による一次審査（書類審査）	令和7年8月下旬予定
9	一次審査通過者に対する二次審査参加依頼	令和7年8月下旬予定
10	評価委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年9月中旬予定
11	受託候補者の特定通知及び契約の締結	令和7年10月下旬予定

5 参加申出について

参加申出をする者は、公募型プロポーザル参加申出書（様式第1号）とともに下記の添付書類を提出し、審査を受けるものとする。

なお、参加者は参加申出書の提出をもって、本募集要項等の記載内容に同意したものとする。

また、参加資格確認の基準日は、公募型プロポーザル参加申出の提出期限とする。

(1) 参加申出書及び添付書類（以下「参加申出書類」という。）

- ア 公募型プロポーザル参加申出書（様式第1号）
- イ 法人概要（パンフレット等の使用も可）
- ウ 直近年度の決算書
- エ 業務実績書

令和2年度から令和6年度までの過去5年間の業務実績のうち、3（8）のいずれかの施設に係る管理運営業務を対象とする。業務実績書（任意様式）は、

「発注機関名」、「契約期間」、「業務名・業務内容」及び「契約金額」を記載すること。

なお、業務実績書には、提案者である法人の名称を記載しないこと。

オ 業務実績関連資料

業務実績書に記載した業務内容が確認できる資料（契約書の写し等）を提出すること。ただし、資料が10件を超える場合は、直近の10件とする。

なお、業務実績書関連資料には、提案者である法人の名称を記載しないこと。

カ 業務実施体制調書

キ 納税証明書（参加申出書提出の日から3か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の未納がないことを示すもの。なお、地方税については、本業務を主に担当する事業所等が所在する地方公共団体が発行するもの。）

ク 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書

ケ 誓約書（別記様式（第2条関係））

6 質疑について

（1）質疑の受付

ア 受付期間

令和7年7月7日（月）午前9時から令和7年7月23日（水）午後5時まで

イ 質疑の方法

本業務について質問のある者は、事務局宛てメール又はFAXにて別紙1「質問書」を送信、又は持参すること。送信に当たっては、表題を「宇城市公設放課後児童クラブ運営業務委託についての質疑」とすること。

なお、質疑受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

（2）質疑に関する回答

ア 回答予定日 令和7年7月28日（月）まで

イ 回答方法

回答予定日までに、市ホームページにて回答する。

7 参加資格の審査及び提案書提出要請の通知等について

（1）参加資格の審査及び提案書の提出要請

提出書類の内容を審査し、参加資格のある事業者に対し、令和7年8月上旬までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号）及びプロポーザル参加要請書（様式第3号）を発送する予定である。

(2) 辞退届の提出

参加申出書を提出した後又はプロポーザル参加要請書を受けた後に辞退する場合は、令和7年9月5日（金）午後5時までに、提出意思確認書（様式第5号）を提出すること。

8 提案書等の提出について

(1) 提出書類

プロポーザル参加要請書を受けた者は、下記の書類を提出すること。

なお、添付書類には、提出者である法人の名称を記載しないこと。

- ア 提案書（任意様式）1部（30ページ以内）
- イ 提案事項（任意様式、枚数制限なし）正本1部、副本9部

※次の事項については、必ず記載すること。

- (ア) 運営方針と理念
- (イ) 保育方針と保育内容
- (ウ) 配慮が必要な児童の対応
- (エ) 児童虐待等への対応
- (オ) 支援員の確保と配置
- (カ) 支援員の採用基準と雇用条件
- (キ) 支援員の研修計画
- (ク) 事故防止策と事故発生時の対応
- (ケ) 衛生管理
- (コ) 防災と防犯対策
- (ハ) 個人情報保護
- (シ) 保護者との連携
- (ス) 苦情対応
- (セ) 学校や地域等との連携
- (リ) 業務開始までのスケジュール

- ウ 見積書（様式1）1部

※各年度、見積に係る積算内訳書を別途作成すること（任意様式）。

※見積金額の積算に当たる費用分担は、別添仕様書（別表2）費用分担区分のとおりとする。

※別添「保護者負担金」を参考に、延長保育料金を含む利用料について別途作成すること。

※次の事項を記載した封筒に封入封緘して提出すること。

- (ア) 業務名称
- (イ) 提出者の所在地・名称・代表者名
- (ウ) 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

(2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和7年8月22日（金）午後5時までとする。郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 提出場所

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市 福祉部 子ども未来課給付支援係

9 一次審査（提案書に基づく書類審査）

提案書の提出事業者が4者を超える場合には、参加申出書類及び提案書等の内容に基づく一次審査を実施する。

なお、提案書の提出事業者が4者以下の場合には、二次審査において表2に関する項目を併せて評価する。

(1) 審査予定期

令和7年8月下旬予定

(2) 評価方法

評価委員会には提案者名を開示せず、表2の評価基準に基づき業務実績や実施体制について評価する。

表2 一次審査の評価項目、評価基準

評価項目	評価基準
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・業務実績をどの程度有しているか。・業務実績において、本業務で期待する事業成果と類似する成果をどの程度挙げているか。
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・本業務を遂行するための体制を整え、幅広い知識や専門的ノウハウを有する者を複数配置しているか。

10 二次審査（プレゼンテーション審査）

提案書の内容等について明瞭化するため、プレゼンテーションを実施する。日時は以下のとおりとする。

なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(1) 日時

令和7年9月中旬を予定する。正式な日時、場所及び実施方法は、改めて通知する。

(2) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は3人までとし、提案書にて届け出た総括責任者及び主に担当する予定の者は必ず出席しなければならない。

(3) プrezentationに要する時間

おおむね50分（説明約20分、質疑応答約30分）とする。ただし、提案者数に応じたプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) 留意事項

ア プrezentationは、事前に提出した提案書等の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。

イ プロジェクター及びスクリーンについては市において用意するが、パソコンは提案者が用意すること。

ウ 持ち込んだ機材が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

(5) 評価方法

評価委員会には提案者を開示せず、表3の評価基準に基づき、実施体制及び提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、評価する。評価点は満点を100点とし、最大及び最低点を除いた各委員の評価項目の合計を評価委員数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した点数を提案者ごとに算出する。

表3

評価項目		評価基準
専門技術力	運営方針	<ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブの意義や児童の育成の考え方・放課後児童クラブの運営に係る業務
	育成支援の内容	<ul style="list-style-type: none">・児童の育成支援のための方策・放課後クラブの充実のための方策

評 価		<ul style="list-style-type: none"> ・配慮が必要な児童の対応（アレルギー、障がい児又は虐待への対応が必要な児童等）
	支援員の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員等の確保に対する方策 ・支援員等の配置体制 ・支援員等の採用基準と雇用条件 ・支援員等の研修計画
	安全管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の事故防止及び衛生管理の対策 ・災害及び不審者の侵入等非常時の対策 ・個人情報の取扱い
	保護者との連携 及び苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携及び信頼関係の構築 ・保護者からの要望又は苦情への対応
	関係機関との連 携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び地域との連携及び信頼関係の構築

1.1 受託候補者の特定等

(1) 受託候補者特定方法

ア 応募申込書及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し受託候補者を選定する。

イ 提案者の評価点数が同点となった場合は、同点の者を比較して、表3の評価項目の中で次の順序により受託候補者を選定する。

- ① 「専門技術力評価」の評価点が高い者
- ② 「育成支援の内容」の評価点が高い者
- ③ 「支援員の体制」の評価点が高い者
- ④ 評価項目の合計で委員長の評価点が高い者

ウ 二次審査の評価点数が60点未満であった場合は、最高評価点数獲得者であっても候補者として選定しないものとする。

エ 提案事業者が1者の場合であっても、参加資格を満たし、「専門技術力評価」の合計が60点以上であれば受託候補者として選定する。

オ 市長は評価委員会の審査を踏まえ、宇城市プロポーザル方式実施取扱要綱第15条に基づき、業務受託候補者を特定する。

(2) 審査結果等の通知及び公表

市は、審査結果を参加者全員に速やかに結果通知書（様式第6号又は様式第7号）にて通知（令和7年10月下旬予定）するとともに、受託候補者を市ホーム

ページで公表する。契約金額及び審査の概要については、契約締結後に公表するものとし、受託候補者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

なお、電話による問い合わせには一切応じない。

1 2 契約手続

- (1) 受託候補者として特定された者（以下「特定者」という。）は、結果通知書（様式第6号）を受領した後、速やかに、本市と当該業務仕様の内容について協議し、その内容を決定する。
- (2) 上記（1）の業務仕様内容が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により本市と特定者との間で契約を締結する。
- (3) 特定者は、契約締結時までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、宇城市契約事務取扱規則（平成17年宇城市規則第46号）第22条第2項各号に該当する場合は、この限りでない。
- (4) 契約書は放課後児童クラブ毎に作成する。

1 3 その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語によるものとする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 提示資料の取扱い

市から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での使用は厳禁とする。

(4) 虚偽の取扱い

市に提出する参加申出書、提案書等について、虚偽の記載をした場合には、当該参加申出書、提案書等を無効にするとともに、参加資格無効通知書（様式第5号）にて通知する。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(5) 著作権

参加事業者が提出した提案書等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市がプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部を複製等することができるものとする。

なお、市に提出した提案書等の返却は行わない。

(6) 業務等の変更又は中止

財政事情の変化や今後の社会情勢、その他不可抗力により、本市は業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。本契約締結までに変更又は中止の事態に至った場合、本市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。

1.4 担当課（提出先）

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地
宇城市 福祉部 子ども未来課 給付支援係
TEL : 0964-32-1404 (直通) FAX : 0964-27-4124
E-mail : kodomomiraika@city.uki.lg.jp